学則変更の趣旨等を記載した書類

１．学則変更（収容定員変更）の内容

医学部医学科の入学定員及び収容定員を次のとおり変更する。

［変更前］

学　部	学　科	入学定員	第２年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	85	20	610

※入学定員は令和９年度，収容定員は令和 14 年度の再度定員を増加しない場合の定員数。

［変更後］

学　部	学　科	入学定員	第２年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	112	20	637

※入学定員は令和９年度，収容定員は令和 14 年度の再度定員を増加した場合の定員数。

２．学則変更（収容定員変更）の必要性

現在の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化に伴い，医師の不足・地域偏在は依然として大きな問題であり，へき地を含む地域での医師の確保は極めて困難なものとなっている。

本学が位置する青森県は全国でも医師の不足が特に深刻であると認められたことから，重点的に医学部定員の暫定増員を行ってきたところであるが，依然として医師の不足は深刻な状態が続いている。

よって，これまでに実施された重点的な医学部定員増措置を継続し，より一層県内の医師確保対策を推進する必要がある。

３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（１）教育課程の変更内容

弘前大学医学部医学科では，地域医療を担う医師育成のための教育課程の多くを既に導入してきたが，更なる充実のため，令和８年度入学者から教育課程等の変更を行った。今後も引き続き地域医療に関する授業を実施し，教育効果を高めるための教育課程

の見直しを継続的に行っていく。

（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容

弘前大学医学部医学科の特徴は，診療参加型教育，地域医療教育，少人数教育にある。診療参加型としては，早期臨床体験実習（１年次），臨床実習（クリニカルクラークシップ）（５・６年次）が挙げられる。１年次の早期体験実習は附属病院と学外施設（弘前市内の病院，クリニック）で行っており，５・６年次の臨床実習では，学外を含む病院（診療科）実習を体験する。地域医療教育としては，社会医学実習（３年次），臨床実習入門（４年次）及び地域医療・総合診療（４年次，令和８年度入学者からの新カリキュラム）があり，６年次の臨床実習では，４週間の地域（へき地）医療実習を義務付けている。少人数教育としては，医学・生命科学入門（１年次），研究室研修（３年次），PBL（Problem-based Learning）（４年次）を導入し，研究室研修発表会では，全員が発表と質疑応答を行う。さらに，医師としての役割や医療倫理に関しては，医の倫理と原則（１年次），医療行動科学Ⅰ・Ⅱ（１年次），医療安全学（４年次）の授業を実施している他，令和８年度入学者からは新たに見学型臨床実習（１～３年次）を導入し，患者・家族・医療スタッフに対して敬意と配慮をもって接することの重要性を入学早期から学んでいる。

これらの授業の展開により，入学後早期からの医療現場の体験，地域医療を含む体験型臨床実習の実施，地域社会との連携による医療関連教育の実践を行い，職業観の涵養や社会に参画する意欲・態度の形成，専門的職業人（医師）としての役割を身につけ，地域医療への関心や意欲を高める。

（３）教員組織の変更内容

令和８年９月１日現在の組織は基礎医学講座８，臨床医学講座 33，寄附講座 15，共同研究講座 25，共創研究所１に加え，附属バイオメディカルリサーチセンター，附属動物実験施設，附属子どものこころの発達研究センター，附属健康未来イノベーションセンター，附属地域基盤型医療人材育成センター，附属健康・医療データサイエンス研究センターを有する。

国際標準となる医学教育を目指して，平成 30 年２月に医学部医学科に設置している「医学教育センター」を改組し，現在は８つの部門（学務，カリキュラム検討，プログラム評価検討，臨床能力開発，IR，学生生活支援，国際交流，臨床研究医養成）を設置している。

４．これまでの定員枠の推移

（１）平成 20 年度に「新医師確保総合対策」に基づいて特別選抜（推薦入学）の募集人員を 10 名増やし，これを全て青森県内枠に充てて 30 名に拡大する一方，第３年次編

入学（学士入学）（平成 22 年度に第２年次後期編入学に変更。）においても，入学定員 20 名のうち５名を青森県内枠として設定した。

（２）平成 21 年度に「緊急医師確保対策」及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき，一般選抜（前期日程）に，新たに青森県定着枠を設定し，10 名分の募集人員増を行った。また，特別選抜（推薦入学）を AO 入試に変更し，従来の全国枠 10 名分を含む 40 名を地域枠（うち 25 名を青森県内枠）へ組み替え，青森県への定着枠数の 10 名分増の設定を行った。

（３）平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき，一般入試（前期日程）青森県定着枠を５名増やした。

（４）平成 25 年度に「地域の医療確保対策 2012」に基づき，一般入試（前期日程）青森県定着枠を２名増やした。この定着枠の拡大は，青森県に定着する医師の人材確保において，全国からその意志と資質をもつ人材をより多く募ることにつながり，よりよい人材確保を可能とした。なお，この定着枠は平成 26 年度より AO 入試の募集人員に移行した。

（５）平成 26 年度に「地域の医師確保等の観点」に基づき，一般入試（前期日程）青森県定着枠を５名増やした。

（６）平成 27 年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠５名を AO 入試の募集人員（地域枠２名，青森県内枠３名）に振り替えた。また，第２年次後期編入学（学士入学）を第２年次前期編入学に変更した。

（７）平成 28 年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠３名を AO 入試の募集人員（地域枠３名）に振り替えた。

（８）平成 30 年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠 12 名，AO 入試地域枠３名の計 15 名について，平成 29 年度を期限とする再度の募集人員の増員により，一般入試（前期日程）の募集人員を 65 名に増員し，うち 15 名を青森県定着枠とした。

（９）令和２年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠，AO 入試地域枠，AO 入試県内枠の計 62 名のうち 27 名について，平成 31 年度を期限とする再度の募集人員の増員により，AO 入試青森県内枠の募集人員を 27 名とした。

(10) 令和３年度にＡＯ入試を総合型選抜に変更した。また，一般選抜（前期日程）青森県定着枠５名を総合型選抜の募集人員（北海道・東北枠５名）に振り替えた。

(11) 令和４年度に一般選抜（前期日程）青森県定着枠，総合型選抜北海道・東北枠，総合型選抜青森県内枠の計 62 名のうち 27 名について，令和３年度を期限とする再度の募集人員の増員により，総合型選抜青森県内枠の募集人員を 27 名とした。また，総合型選抜（北海道・東北枠）５名を一般入試（前期日程）青森県定着枠の募集人員にに振り替えた。

(12) 令和５年度に一般選抜（前期日程）青森県定着枠，総合型選抜北海道・東北枠，総合型選抜青森県内枠の計 62 名のうち 27 名について，令和４年度を期限とする再度の

募集人員の増員により，総合型選抜青森県内枠の募集人員を 27 名とした。

(13) 令和６年度に一般選抜（前期日程）青森県定着枠，総合型選抜北海道・東北枠，総合型選抜青森県内枠の計 62 名のうち 27 名について，令和５年度を期限とする再度の募集人員の増員により，総合型選抜青森県内枠の募集人員を 27 名とした。

(14) 令和７年度に一般選抜（前期日程）青森県定着枠，総合型選抜北海道・東北枠，総合型選抜青森県内枠の計 62 名のうち 27 名について，令和６年度を期限とする再度の募集人員の増員により，総合型選抜青森県内枠の募集人員を 27 名とした。

(15) 令和８年度に一般選抜（前期日程）青森県定着枠，総合型選抜北海道・東北枠，総合型選抜青森県内枠の計 62 名のうち 27 名について，令和７年度を期限とする再度の募集人員の増員により，総合型選抜青森県内枠の募集人員を 27 名とした。